

シンガポールの税務行政

国税庁長官官房国際業務課
在シンガポール
森 茂 樹

目 次

| | | |
|----|--------------------|-----|
| I | シンガポール共和国の概要 | 165 |
| | シンガポール税制の概要 | 166 |
| 1 | 所得税(2005 賦課年度の税制) | 166 |
| 2 | 消費税(2005 年度の税制) | 168 |
| 3 | 固定資産税(2005 年度の税制) | 168 |
| | 税務行政の概要 | 168 |
| 1 | 組織の変遷 | 168 |
| 2 | 財務省・内国歳入庁の組織とその関係 | 169 |
| 3 | 長官などの幹部の任用 | 172 |
| 4 | 税の申告・賦課に関する事務運営の特徴 | 172 |
| 5 | 税務調査に関する事務運営の特徴 | 172 |
| 6 | 徴収に関する事務運営の特徴 | 174 |
| 7 | 査察制度の特徴 | 175 |
| 8 | 国際課税の状況 | 176 |
| 9 | 租税教育 | 176 |
| 10 | IT、電算化の進展状況 | 176 |
| 11 | 職員の採用 | 180 |
| 12 | 職員等の研修・奨学金制度 | 180 |
| 13 | 税理士制度 | 181 |
| 14 | 権利救済制度(不服審査、訴訟制度) | 181 |
| 15 | 税務行政上の主要課題 | 182 |

I シンガポール共和国の概要

シンガポールは北緯一度にあり、マレー半島の最南端に位置する都市国家です。

シンガポールの近代の歴史は、1819年にイギリス人のスタンフォード・ラッフルズが上陸し、アジア地域の植民地拡大政策の拠点として開港したことに始まります。第二次大戦中の3年半は日本軍の統治下に入りましたが、戦後再度イギリスの統治下に帰り、1959年にイギリス連邦内の自治領となりました。さらに1962年のマラヤ連邦との合併を経て、1965年ついに独立を果たしました。

しかし、シンガポールは国土も狭く、天然資源にも恵まれないため、初代首相に就任したリー・クワンユー首相は、主な産業政策の中心を、貿易やサービス産業、ハイテク産業の育成に置き、外資を積極的に誘致する政策と良質な人材資源を育成するための教育政策を採る一方、民族間が言葉の問題から対立しないように英語を公用語としました。日常会話では、その他の公用語でもある中国語、マレー語、タミール語も使われていますが、全国民の約70%は英語を解するため、欧米系企業にとって、魅力的なビジネスの場にもなっています。これらの政策が、シンガポールの今日の繁栄の最大の要因になったと言われています。

ところが、1997年まで年率約8%の経済成長を遂げてきたシンガポールも1997年に発生したアジア通貨危機、2003年のSARSの影響で経済は減速傾向にあります。そこで、1997年以降は、大幅な政策転換を行い、知的集約型産業への転換と多国籍企業の地域統括会社の誘致を2本柱に、電子機器、石油化学、バイオテクノロジーの産業支援や、金融、物流等のアジアのハブを目指し、税制を中心とした様々な優遇策を設けています。

特に顕著なのは、一定の条件を満たす外資系企業に対しては、通常20%の法人税率が適用されるところ、一定所得について一定期間0%~15%の優遇税率を適用できるスキーム

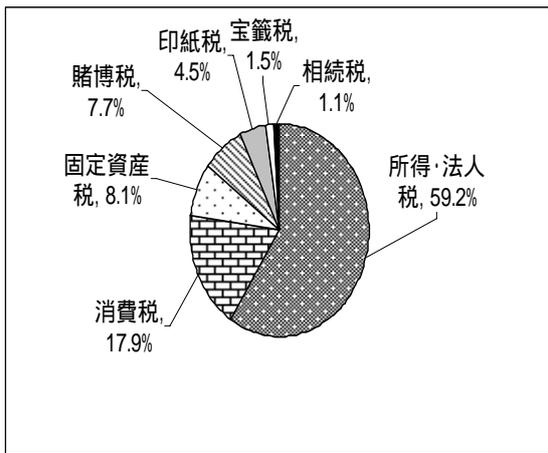
マーライオンとシティ（ビジネス地区）



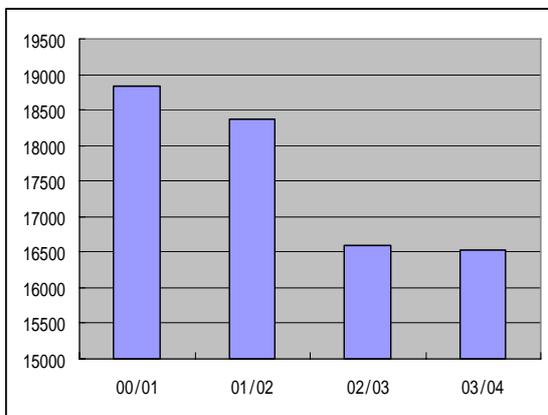
があります。これは、言うなれば黒字の企業しかいないということです。直近のデータでは、2003年12月期決算を採用する上場企業の約8割が黒字を計上しています。シンガポールの人口は現在344万人ですが、これに外国人居住者75万人を加えると419万人になります。つまり、居住者の約2割が外国人という計算になります。1986年には外国人の人口は21万人しかいなかったのに、この間に3.5倍に増加したことになります。また、労働人口約200万人の内8万人が外国人専門職で、国内全体の「専門職、管理職、上級管理職」部門の約9%を占め、GDPへの貢献割合は37%に上っています。

ただし、税収の約59%を所得課税に依存していることに加え、昨今の景気低迷と、中国の台頭に伴い外資系企業が上海や香港へ移転するのを阻止するため過度な減税や優遇策を実施してきた影響で、税収が3年連続減少すると共に4年連続の財政赤字となっています。

図表1 2003/2004年度(1)の税目別徴税額



図表2 徴税額の推移(単位:百万ドル(2))



1 各年度は財務年度を示し、各年4月1日～翌年3月31日までをいいます。

例：00/01とは2000年4月1日～2001年3月31日の期間を示します。

2 ドルとはシンガポールドルを示します。

シンガポール税制の概要

現在、シンガポールには、所得税(法人所得税・個人所得税)、消費税、固定資産税、賭博税、印紙税、宝籤税(宝くじ税)、相続税等があります。

税制は英国の影響を受け、所得税について

は賦課課税を形式的に採用しています。しかし、各納税者は確定申告を行い、後日当局の審査が行われた後、賦課決定が行われるという形式を採っているため、実質的には申告納税に近いシステムになっています。

1 所得税(2005 賦課年度の税制)

(1) 法人所得税

法人は、まず居住法人と非居住法人に分けられ、管理支配地基準(実質的な管理支配の中心)が国内にあるか否かで判断されます(いずれに分かれても、課税範囲・課税方法は同じですが、源泉徴収、優遇税制、租税条約等の取扱いが異なるために行っています)。

さらに、法人は、国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内に送金された部分に対して法人税が課されます。ただし、2003年6月以降、海外で生じた配当、支店が稼得する利子・ロイヤリティー以外の支店所得、サービス収入は、相手国が当該所得に15%以上の税を課すと定めている場合には(1%でも実際に納付していれば)免税となりました。

法人の所得は、イ.事業所得、ロ.投資所得(配当、利子、割引料等)、ハ.資産所得(賃貸料、使用料等資産から生じる所得)、ニ.その他の所得に分類されます。所得計算期間は、イの場合、暦年又は法人の事業年度から選択します。ロ～ニについては暦年で計算するため、事業年度が暦年でない場合は特別調整が必要です。また、事業年度末の属する暦年の翌年が賦課年度と呼ばれ、賦課年度の法人税率が事業年度の課税所得に適用されます。

所得の計算は、企業会計(ほぼ国際会計基準に準拠)と税務会計が完全に分離していますが、事業所得の計算に限れば、日本と同様、会計上の税引前利益に税法上の加減算を行い、調整後所得を求めます。さらに、ロ～ニの所得及びホ(前暦年度に国内に送金された国外源泉所得)を加算して求めた総所得から資本控除及び過年度の未控除資本控除額を控除して、法定所得が求められます。最後に、そ

こから繰越欠損金、寄付金を控除して課税所得が算出されます。

法人税額は課税所得に法人税率を乗じて算出されます。法人税率は、図表3のように一貫して引き下げられ、2002 賦課年度には24.5%となりました。以前から政府は、法人税率を25%以下にすると日本のタックスヘイブン税制に抵触してしまうことを意識していましたが、中国経済の成長に伴い、上海、香港等への外資系企業の移転が進んだため、その引止め策として一層の引下げに踏み切ったものです。

さらに、外国税額控除、源泉控除（2008

図表3 法人税率の推移（単位：％）

| 賦課年度 | 93 | 94-96 | 97-00 | 01 | 02 | 03-04 | 05 |
|------|----|-------|-------|------|------|-------|----|
| 税率 | 30 | 27 | 26 | 25.5 | 24.5 | 22 | 20 |

(2) 個人所得税

個人はその滞在日数によって2つの居住形態に区分されます。原則60日未満の滞在者は、短期滞在者として免税となり、60日以上183日未満は非居住者、183日以上は居住者に区分されます。

また、居住形態に関わらず、原則国内源泉所得()のみが課税対象となっています。さらに、国内源泉所得であっても譲渡益及び2005 賦課年度以降の適格銀行預金の利子は非課税となっています。

次に、所得は、イ.事業所得、ロ.給与所得、ハ.投資所得（配当、利子、割引料）、ニ.年金所得、ホ.資産所得（賃貸料、使用料等資産から生じる所得）、ヘ.その他の所得に分類されます。これらの合計額から資本控除（法人所得税参照）を行い、法定所得を算出します。さらに、法定所得から事業損失、寄付金を控除して求めた総所得から、次の所得控除を差し引いて課税所得が算出されます。所得控除には、勤労所得控除（事業所得・給与所得のみが対象）、配偶者控除、子女控除、第四子出産及び出産入院控除、扶養控除、軍人控

除、生命保険料掛金控除、任意年金掛金控除、社会保険料控除、外国人使用人課徴金控除、受講料控除があります。

納付税額は、居住者に対しては、課税所得に22%を最高とする累進税率を乗じて算出した税額から税額控除等を差し引き求めます。ただし、納付税額をもとに夫婦合算課税が有利と判断された場合は、夫婦合算申告の選択も可能です。

2005 賦課年度から居住者はパートナーシップを通じて受領した所得を除き、国外源泉所得のうち国内へ送金された所得も免税となりました。また、非居住者に対しては、所得（各種所得控除の適用なし。）に15%を乗じた税額又は累進税率を適用して求めた税額のうち多い方が納付税額となります。例外として、非居住取締役は、その報酬に対し20%の税率を適用して算出された金額が源泉徴収されます（実務上は、外国に居住する取締役のみ源泉徴収を行っています。）。

なお、その他居住者に対しては、第二子税額控除、第三子・四子税額控除、配当源泉控除(2008年1月に完全廃止予定)等の適用が

あります。

2 消費税(2005年度の税制)

消費税は、課税事業者によりシンガポール国内でなされる財貨・サービスの提供、又はシンガポール国内への財貨の輸入に対して課される消費税型の間接税であり、現在税率は一律5% (94.1.1～; 3%、03.1.1～; 4%、04.1.1～; 5%) となっています。

また、わが国と同様、財貨・サービスの各段階で転嫁され、各課税事業者は自己の売上等で回収した消費税と自己の仕入れ等に対して支払った消費税の差額を内国歳入庁に納税することにより、最終消費者が負担した消費税が当局に納付されます。ただし、インボイス方式を採用し、価格の表示は総額表示が義務付けられています。

また、課税事業者とは、直近4四半期又は翌12ヶ月の課税売上高が100万ドル(約6,500万円)を超えた又は見込みの場合に当局に登録を行った者、並びに課税売上高がそれ未満でも任意に課税事業者の選択を行った者をいいます。課税事業者は、必ず顧客に消費税を請求しなければなりません。非課税事業者は逆に消費税を課することはできず、当局に還付を請求することもできません。

課税事業者は、顧客に消費税を課す場合、必ず“TAX INVOICE”と呼ばれる税額票を交付しなければなりません。税額票の発行がなければ消費税は認識されないため、発行日、消費税課税事業者の住所、氏名、登録番号、取引明細、税込価格、税額等の記載が義務付けられています。

課税期間は原則として3ヶ月(申請により輸入業者は1ヶ月、中小企業は6ヶ月も可)であり、決算期に応じ3ヵ月毎のサイクルが与えられます。例えば、3月決算の場合は、4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の期間となり、各期間終了後1ヶ月以内に申告、納付を行います。

課税取引等の範囲は、標準課税取引(課税

事業者が国内で行う財貨・サービスの提供は、原則課税取引となります。)、免税取引(財貨の輸出、特定の国際サービス)、非課税取引(居住用不動産の販売・賃貸(但し、家具のリース、商業用不動産は課税)及び、金融サービス(例:銀行預金、貸付、外国為替、生命保険取引等)、課税対象外取引(三国間取引、給与等の支払、私的取引、課税事業者以外の者による取引等)の4つに区分されます。

免税取引と非課税取引の違いは、前者が関連する支払消費税を申告で控除できるのに対し、後者はできないことにあります。

3 固定資産税(2005年度の税制)

課税対象は、土地、家屋、建物等の産業用・商業用及び住宅用の不動産で、課税標準は当該不動産の年次評価額(年間の見積賃料、土地は時価の5%)です。現在税率は10%ですが、所有者が自己の居住の用に供する住宅については4%の軽減税率(さらに年次評価額がS\$10,000未満の場合はS\$150までの税額控除)が適用されます。なお、年次評価額はIRASから毎年公表(年次評価額はインターネットで閲覧可能)され、毎年1月に前納します。

税務行政の概要

1 組織の変遷

シンガポール最初の税務行政組織の発足は、英国統治時代の1947年に設立された所得税局(The Singapore Income Tax Department)に遡ります。さらに、英連邦自治領時代の1960年には財務省歳入局(Inland Revenue Department)が発足することになりました。

1992年には、行政の効率化を目指し、外庁(法定機関、Statutory Board)に組織変更し、内国歳入庁(IRAS: Inland Revenue Authority of Singapore)と名称変更されました。さらに、1994年には、エージェンシー

化に合わせ、税目別組織から機能別の職務組織に変更しました。それに伴い3年毎に財務省とエージェンシー契約を更新し、税収に応じた手数料（現在1%）を受領すると共に、他官庁とも類似の契約を結び、委託対価を得て徴収代行を行っています。

また2004年度には、電子行政の進展と納税者サービスを重視した結果、内国歳入庁内のあるべき職務組織を税目別組織に再変更すべきという意見が多数を占めたため、次に述べる組織に変更されることになりました。

2 財務省・内国歳入庁の組織とその関係

(1) 財務省との関係

財務省との関係は図表4のようになっており、財務本省の職員数は、208人のみで、内国歳入庁はその外庁となっています。シンガポールの税制の企画立案は、財務省（財政政策局租税政策課）が企画立案を行い、内国歳入庁が執行を行っています。

ただし、内国歳入庁の租税政策課は、租税政策や税制改正について財務省に助言を行う権限を有しています。

その他、財務省の外局として、国家会計局（84人）、関税局（248人）があります。

(2) 内国歳入庁の組織

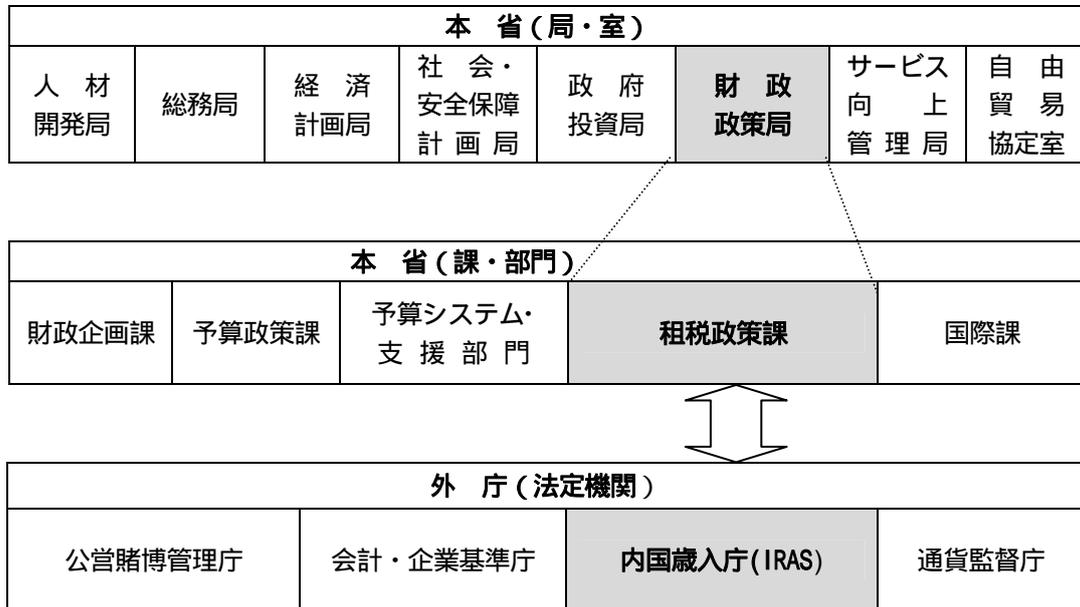
内国歳入庁の組織は図表5のようになっており、2004年1月末現在の職員数は1,873人（契約職員/アルバイト159名含む。）です。

内国歳入庁は、2～3年の周期で組織改革を行ってきていますが、2004年4月、時代の変化への対応及び事務処理の効率化を目指し、大幅な組織改革の概要を公表しました。今回の改革で、機能別組織から主要な税目と納税者のタイプに焦点を合わせた組織へと変更されました。

また、将来的には、事務処理の効率化に伴い、職員定数の見直しや給与体系にも変更を加えて行くとしています（以下、日本語名称は仮訳）。

組織は長官以下、個人部門、事業者部門、不動産部門、集中サービス部門、総務部門の5つのグループに分かれ、それぞれの部門の長を5人の副長官が務めています。

図表4 財務省及び内国歳入庁関係図



図表5 内国歳入庁組織図

| 長官 | 部門 | 部・室 | 課 |
|------------------|-------------------|------------|------------------------------------|
| 長官 内部監査室 | 個人部門 (副長官) | 個人所得税部 | 被雇用者課、専門職被雇用者課、外国人被雇用者課、自営業者課、相続税課 |
| | | 納税者サービス部 | 相談センター課、納税者管理課 |
| | | 情報システム企画室 | |
| | 事業者部門 (副長官) | 法人税部 | 総括課、実地調査課、大規模法人課、寄付・クラブ・宝くじ・信託課 |
| | | 消費税部 | 総括課、卸売業課、大規模事業課 |
| | | 租税政策・国際租税部 | 租税政策課、国際租税課 |
| | 不動産部門 (副長官) | 不動産税部 | 居住用不動産課、商業用不動産課、産業用不動産課、評価課、印紙税課 |
| | 集中サービス部門 (副長官) | 管理部 | 処理センター課、電子処理課、歳入課 |
| | | 執行部 | 申告法令遵守課、法令遵守サービス課、徴収課 |
| | | 査察・情報部 | 査察課、情報課 |
| | 総務部門 (副長官) | 組織開発部 | 研修・知識管理課、企画課 |
| | | 総務部 | 会計課、人事課、総務課 |
| | | 情報技術部 | 情報技術サービス課、情報技術運用課 |
| | | 法務部 | 訟務課、法制課 |

シンガポール内国歳入庁



イ 個人部門の概要

主に個人納税者に対するサービスの提供に係る事務を所掌しています。

(イ) 個人所得税部

個人所得税及び相続税に関し、個人納税者に生ずる税務を有機的に結びつけたサービスを提供しています。これには、被雇用者、自営業者、法人格を持たない事業体（パートナーシップ等）、非居住者に対する納税者サービスや個人納税者にかかる賦課決定、納付、法令遵守の促進等に関する業務も含まれます。また、個人の源泉徴収義務者に対する源泉所得税も所掌しています。

(ロ) 納税者サービス部

税務相談に関する最前線の事務（窓口業務）を取扱うと共に、総合的な納税者との関係の調整（ワン・ストップ・サービス等）、納税者サービスの基盤整備、電子サービス等を提供しています。

納税者サービスセンター



(Ⅷ) 情報システム企画室

IRIN(対話式の租税管理システム)と呼ばれる情報システムの開発及び運用を行っています。

ロ 事業者部門の概要

主として法人納税者に対するサービスの提供に係る事務を所掌しています。

(イ) 法人税部

法人の源泉徴収義務者に対する源泉所得税及び法人、財団、団体に対する法人税、寄付団体の登録、賭博・宝くじの賞金・当選金への賦課金に関し、法人納税者に生ずる税務を有機的に結びつけたサービスを提供しています。これには、法人納税者に係る納税者サービス、賦課決定、納付、実地調査、その他法令遵守の促進等に関する業務も含まれます。

(ロ) 消費税部

消費税に関し、消費税事業者が生ずる税務を有機的に結びつけたサービスを提供しています。これには、消費税事業者に係る納税者サービス、賦課決定、納付、法令遵守の促進等に関する業務も含まれます。

(ハ) 租税政策・国際租税部

租税政策・税制改正の構築に際し、内国歳入庁内部及び財務省に専門的なアドバイスを行うと共に、開発途上国への知的支援等の国際協力及び租税条約締結国との相互協議等の国際税務の問題も取扱っています。

ハ 不動産部門(不動産税部)の概要

主に不動産所有者・業者に対するサービスの提供に係る事務を所掌しており、不動産税部単独で組織されている部門です。

固定資産税及び印紙税に関し、不動産所有者等に生ずる税務を有機的に結びつけたサービスを提供しています。

これには、不動産所有者等に係る納税者サービス、賦課決定、納付、法令遵守の促進に関する業務も含まれます。

ニ 集中サービス部門の概要

歳入管理や滞納処分、査察等、公権力の行使に係る事務を所掌しています。

(イ) 管理部

歳入管理、帳票処理等、税目横断的な処理事務の総合管理を行っています。

(ロ) 執行部

自主的な申告・納付を促し、無申告者、滞納者に処分を行っています。

(ハ) 査察・情報部

情報を収集し、査察を通じた脱税の抑止を目的に設置されています。

ホ 総務部門の概要

内国歳入庁の総合マネジメントを担う事務を所掌しています。

(イ) 組織開発部

戦力的なプランニングを構築し、内国歳入庁の運営をサポートしています。

具体的には、研修及び組織開発の立案、知識管理の事務を所掌しています。

(ロ) 総務部

総務、人事、会計、その他の管理業務を所掌しています。

(ハ) 情報技術部

ITシステム及びIT資源の安全性を確保し、情報技術サービス及びそのサポートを提供しています。また、技術戦略及びシステム開発で内国歳入庁をリードしています。

(ニ) 法務部

税法の適用について法律上の見解を述べ、通達やその他法律文書の起案を行っています。

へ 内部監査室（長官直属）
内部業務の実績評価を行っています。

3 長官などの幹部の任用

幹部の任用について、財務大臣（議長）及び議長の選任した役員数名からなる理事会（Board）が、Public Service Commission（日本の人事院に相当）と協議の上、長官を任命することとなっています。副長官以下の幹部職員は、長官が委員長を務める人事委員会で内部職員の中から登用されます。

また、現在の長官・副長官の役割分担は、長官が庁内全業務の管理・監督及び長官直属の内部監査室を所掌しており、5名の副長官が個人、事業、不動産、集中サービス、総務の各部門を担当し、その事務を補佐しています。

4 税の申告・賦課に関する事務運営の特徴
申告手続等は図表6のとおりです。

5 税務調査に関する事務運営の特徴

税務調査は、図表7にあるように机上調査、実地調査、査察調査の3つに分類されます。机上調査は、調査選定システムを基に同種の取引又は業種で典型的に非違が想定される者や、資料等から明白な非違のある者が選定されます。通常は、調査選定後関与会計士に検討を依頼し、直ちに修正申告を行った者の多くは、自発的開示と扱われることとなります。実地調査は、机上調査の対象者以外の者を対象に上記システムで選定し、本人に事前連絡の後、行う実地調査です。査察調査は、我が国と同様、無通知による強制捜査のことです。

実地調査は、原則 Field Unit（1992年に設置された実地調査専門部門）を除き、ほとんど行われてきませんでした。経済取引が複雑化し不正の手口が巧妙化していることや、

図表6 個人・法人の申告手続・納税者管理等

| | 個人 | 法人 |
|-------|---|---|
| 計算期間 | 暦年基準で所得申告した後、それを基に当局が賦課決定 | 同左（但し、事業所得のみ、法人の事業年度を選択することも可能） |
| 申告期間 | 2月20日頃(申告到着日)～4月15日(電子申告の場合4月18日まで延長) | 申告書の発行日が2月1日以前の場合は2月21日、それ以外は発行日より21日以内 |
| 納付期限 | 提出後、2～3ヶ月以内に送付される課税通知書の日付から30日以内 | 提出後、数ヶ月で送付される課税通知書の発行日から30日以内 |
| 源泉徴収 | 非居住者(外国法人)に対する一定の所得を除き、源泉徴収は行われていない。 | 同左 |
| 電子申告 | 98 賦課年度から導入 | 01 賦課年度から予定納税申告の導入 |
| 納税者管理 | 英数字9桁の国民登録番号を使用 | 納税者番号には法人登記番号を使用 |
| その他 | 01 賦課年度から給与所得者に関する電子法定調書制度が導入され、給与所得者の多くは申告不要 | 03 賦課年度から連結納税制度も導入 |

年々申告漏れ額が大きくなり机上調査だけでは限界に達してきたことから、2004年にField Unitを実地調査課に昇格させ実地調査体制を強化しています（図表8参照）。

また現在行っている調査選定の方法は、2002年度に開発された資産異動管理データベースと財務諸表管理データベースを元に行

図表7 3つのタイプの税務調査の特徴

| | 机上調査(自発開示) | 実地調査 | 査察調査 |
|---------|----------------|--------------|------------|
| 調査担当 | 各課の書面調査担当者 | 実地調査課 | 査察課 |
| 選定方法 | 調査選定システム | 調査選定システム | 投書・マスコミ報道等 |
| 接触方法 | 会計士に質問状送付 | 事前通知 | 無通知 |
| 事前把握の有無 | 事前に把握 | 事前の把握なし | 事前に把握 |
| 調査対象者 | 類型的な非違のある者 | グレーゾーンの納税者 | 悪質な脱税者 |
| 加算税 | 10%(1年毎に10%加算) | 100~300% | 300% |
| 違反歴・前科 | 税務違反にならない。 | 税務違反歴が記録される。 | 前科がつく |

図表8 調査件数・追徴税額(所得税・消費税)の推移

(単位:千ドル、件)

| 財 務 年 度 | 97/98 | 98/99 | 99/00 | 00/01 | 01/02 | 02/03 | 03/04 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 所得税 | 追徴税額 | 22,662 | 26,203 | 39,590 | 41,037 | 35,640 | 53,254 |
| | 調査件数 | 1,732 | 1,461 | 1,578 | 1,139 | 1,522 | 2,992 |
| 消費税 | 追徴税額 | 29,176 | 27,184 | 22,837 | 32,141 | 206,192 | 197,833 |
| | 調査件数 | 30,711 | 27,151 | 25,066 | 24,220 | 20,274 | 19,611 |

内国歳入庁は00/01から03/04年度にかけて、所得税の追徴税額・調査件数、消費税の追徴税額が急増した理由として、所得税は、実地調査体制の強化、消費税は大型事案中心の選定の影響としています。

っています。

資産異動管理データベースとは納税者本人、家族、親族名義で購入された資産(シンガポールにある不動産、株式、自動車等)に関するデータを、ある納税者、又はその者が役員を務める企業ごとに集約させたものです。例えば、ある人物の氏名(法人の場合は、企業名又は役員名)等を入力し、コンピュータ画面上でクリックするだけで、その家系図及

び、本人又は親族名義で購入された資産が表示されます。このデータは、主に印紙税、固定資産税、自動車税等の納付の際に得られたデータを蓄積し、ダウンロードされたものです。

財務諸表管理データベースとは、申告の際、提出された財務諸表を全て入力し、そこで算出された各種財務比率等を、同一地区又は同一取引グループにおける同一業種ごとで分類

し、利益率等が低いものを優先的に調査対象として選ぶシステムです。

6 徴収に関する事務運営の特徴

(1) 滞納額増加の問題

滞納残高総額は年々増加し、03年3月末現在、約15.7億ドル(約1,052億円=67円で換算)に達しています。

税目別では、所得税(個人所得税と法人所得税の合計)が最も多く約11.4億ドル(約764億円)、消費税約3.5億ドル(約235億円)、固定資産税約7.4億ドル(約496億円)の順となっています。

固定資産税については、不動産不況による評価額の下落、税率の引下げ(01年7月12%10%)、商業ビルに対する特別減税(01年7月)のため滞納残高が減少していますが、所得税は、ほぼ連年の大幅な減税措置(同期間の法人税率26%22%)にもかかわらず滞納残高が増加しています。また消費税は、税率上昇(01年1月3%4%)等の原因から、この期間一貫して増加の一途を辿っています(図表9、図表9-1、図表9-2参照)。

(2) 滞納問題に対応した機構改革

そこで、内国歳入庁は2004年に機構改革を行い、徴収課を次の3つに分け、滞納処分

の効率化を図りました。

申告指導部門は、無申告者に対し、召喚状、逮捕状等の手段を使い、申告書、口座記録等の資料提出を強制させ、申告の提出を促す事務を担当しています。

納付指導部門は、督促状の発行、徴税代理人の指名、渡航規制、給与天引き制度の設定等の手段で個人所得税の滞納処分等を実施すると共に、外国人給与所得者の所得税を出国前に清算させる制度等の運用を担当し滞納防止に努めています。

強制徴収部門は、法人所得税、消費税、固定資産税等の滞納処分等を担当し、特に消費税は、無申告、滞納防止のため消費税事業者に関わる規制の事前撤廃(企業グループ間取引の消費税免税制度等)の業務を推進しています。

(3) その他の滞納問題への対応策

00/01年度に電子納付を開始し、04/05年度からは納税者自らがインターネットで自らの申告状況・納付状況等をポータルサイトで管理できるようなシステムを開発し、納税しやすい環境の推進に努めています。

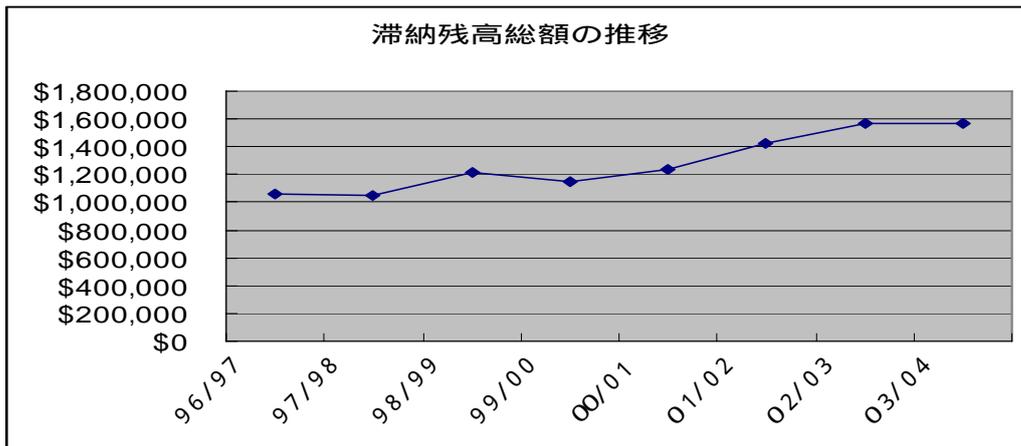
図表9 滞納残高の税目別内訳

(単位:千ドル、金額は各年度3月31日現在)

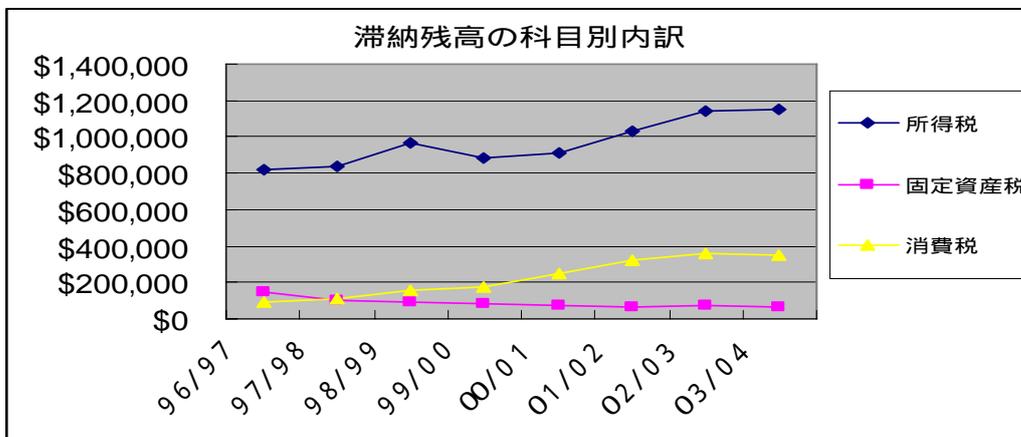
| 財 務 年 度 | 97/98 | 98/99 (2) | 99/00 | 00/01 | 01/02 | 02/03 | 03/04 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所得税 | 836,606 | 971,625 | 885,340 | 915,039 | 1,030,749 | 1,140,341 | 1,147,457 |
| 固 定 資産税 | 102,073 | 95,218 | 86,151 | 77,216 | 62,867 | 74,456 | 65,549 |
| 消費税 | 108,194 | 153,147 | 175,250 | 249,419 | 325,779 | 354,817 | 352,218 |
| 計 (1) | 1,046,873 | 1,219,990 | 1,146,741 | 1,241,674 | 1,419,395 | 1,569,614 | 1,565,224 |

- 1 内国歳入庁は、図表にある三税が滞納額のほとんどを占めているため、三税の総額を滞納総額としています。
- 2 98/99年度の滞納額の増加は97年7月~99年のアジア通貨危機の影響があるとされています。

図表9 - 1



図表9 - 2



7 査察制度の特徴

査察情報部(査察課と情報課の2課で構成)で脱税の強制捜査を担当しています。

脱税に関する報奨金(最高金額は、1万ドル(約65万円))付の投書制度を採用し、その情報が実際の脱税額の発見にどの程度貢献したかを内国歳入庁が独自に判断して実際の報奨金は支払われます。この理由は、通常の任意調査では、実地調査や金融機関に対する反面調査がほとんど行われておらず、申告関係書類及び法定調書以外有効な資料が少ないため、投書が端緒になるケースが非常に多

いためです。

また、納税者も調査慣れしていないことから、不正の手口は、一般的に単純であり、一定の所得を全て除外したりするようなケースが多い傾向にあります。

2002/2003年度は、約800件ありましたが、実際に報奨金が支払われるには、内容が特定されており、その時点で内国歳入庁がその内容について、何も知らなかったことが条件とされています。

図表 10 査察の実態

(単位：件、千ドル)

| 項目 | 財務年度 | 告 発 件 数 | 追徴税額 |
|----|-------|------------|--------|
| | 97/98 | 57 | 23,442 |
| | 98/99 | 68 | 29,473 |
| | 99/00 | 61 | 63,368 |
| | 00/01 | 70 | 30,771 |
| | 01/02 | 65 | 58,690 |
| | 02/03 | 65 | 41,349 |
| | 03/04 | 81 | 26,529 |

追徴税額は、本税および加算税の合計額である。

8 国際課税の状況

(1) 租税条約の締結状況

2004年3月31日現在、我が国を始め、47カ国・地域と双務的な租税条約を締結しています。

(2) 移転価格課税の状況

移転価格税制（事前確認を含む）は文書化されておらず、根拠条文は所得税法33条の租税回避の一般規定及び居住者・非居住者間の取引を定めた53条2A項のみです。

それと反対に、近年タイ、マレーシア、インドネシア等の近隣諸国の多くが、移転価格税制を強化しているため、多国籍企業がそれらの国の関連企業と取引する際、相手国からの課税を避けるため意図的に相手国の企業に所得移転を図る企業が増えています。

そこで、内国歳入庁では、税務調査において関連当事者間の取決めや価格について重大な関心を寄せています。

9 租税教育

納税義務の重要性及び税法に関する知識を学ばせるため、次のような施策を行っています。

(1) 各種セミナーや対話集会の開催

税制改正や通達改正等の都度各種セミナーを開催し、税法及び手続きに関する知識を提供しています。

(2) 政府の国民教育プログラム（National Education Visit）

将来の納税者たる学生に税務行政と納税義務の重要性を教えることを目的に、中高生、専門学校生を内国歳入庁に毎年招待しています。03/04財務年度の招待者数は477人に上ります。

10 IT、電算化の進展状況

(1) 電子申告

イ 電子申告の概要

電子申告（電話申告含む。）はシンガポール政府のネットワ-ク化、IT化の推進を目的とした「2000年国家高度情報化計画(National IT 2000 Vision)」の一環として1994年に導入され、毎年2月20日頃(申告書の発送日によって異なる。)～4月15日の間に行われる個人所得税の確定申告において特に大きな成果を發揮しています。

まず、1994年1月15日に所得2万ドル以上を対象にした電話による申告（フリーダイヤル1800-3568322）を導入し、続いて98年2月16日からはインターネットによる申告も行えるようになりました。

さらに現在では、電子申告・電子手続き等が利用できる範囲は、法人税の予定納税申告、消費税、印紙税（印紙の電子購入システム）、固定資産税（固定資産税評価額閲覧システム）等にまで拡大しています。

<http://efile.iras.gov.sg>

ロ 電子申告のセキュリティ

電子申告に当たっては、各人に予め通知されるパスワードが必要であり、これによりセキュリティの確保を図っています。

電子申告による個人所得税の確定申告の時期も2月20日頃～4月15日となっており、24時間受け付けています。また、この間であれば電子申告による訂正申告(Re-File Option)の提出も可能です。具体的には、個人識別番号(ID Number)に国民登録番号(National Registration IC Number=英数字9桁)を利用し、パスワード(9桁の数字)は、毎年各人に通知する形をとっています。

なお、導入後今もってセキュリティに関する問題は一度も発生していません。

ハ システムの特徴とコスト

その特徴として、事務コスト、データ保管等の面から費用節約的なシステムであることが挙げられます。特に、安全、必要最低限の書類、オン・ライン・ヘルプの充実、いつでも・どこでも、迅速な処理という点に配慮したものです。

電子申告のサーバーは1分間に600件の電子申告を処理できます。また、リース回線の容量は1分間に6メガバイトで、バックアップラインとして、さらに2メガバイト分を確保しています。

当初の開発費用、約200万ドル(約1.3億円)に加え、毎年の運用経費は約90万ドル(約5,900万円)がかかっており、これまでの総投資額は500～600万ドル(約3億3千万円～3億9千万円)程度となっています。

毎年の税制改正にあわせ電子申告システムのメンテナンスが必要となるため、情報処理部門として2課、総勢60人程度を抱えています。なお、ソフトウェアの開発はNational Computer Systemという外部の企業に委託しています。

二 電子申告等に関する相談

電子申告等に当たっての一般的な質問には Flex Answer という自動案内システムで回答しています。申告期間中、約10万件(電子申告の新規増加数の約40%)の相談に回答、その内2%の2千件のみ職員が電子メールで回答しています。さらに、電話による職員に対する相談も受け付けています。

また、コンピュータ操作自体が苦手な納税者のために、内国歳入庁本庁舎内1階のロビー及び全国22箇所のコミュニティセンター(市民センター)やショッピングセンター等で、電子申告専門の特設の相談窓口を用意し、土・日の休日を中心に、ボランティアの工科大学の学生が電子申告の仕方を指導しています(図表11参照)。これらの学生に対し、各大学がその活動を単位として認定したり、内国歳入庁が表彰したりして、就職に有利にもなることから、2004 賦課年度(2003 年分)の確定申告において、700名に上る学生が参加しています。

納税者(中)と受付票を記入するボランティア学生(右)



図表11 ボランティアに補助を受けて電子申告を行った者の数

| 賦課年度 | 電子申告者数 |
|------|--------|
| 2000 | 3840人 |
| 2001 | 6102人 |
| 2002 | 6674人 |
| 2003 | 3138人 |

2003年度の電子申告者数が少ないのは、SARS発生により、電子相談を途中で打ち切ったためです。

ホ 電子申告導入の影響

(イ) 電子申告の普及状況 (図表 12 参照)

2003 年分 (2004 賦課年度) の個人所得税の確定申告においては、電話申告 103,202 件、インターネット申告 810,338 件、合計 913,540 件の利用がありました。確定申告の対象者数は約 132 万人であるので、約 7 割が電子申告を利用したことになります。

(ロ) コスト削減効果

電子申告システムの導入により、納税者 1 人当たり 2.7 ドル (約 176 円)、年間 243 万ドル (1 億 5800 万円) のコスト削減を実現しました。

(ハ) 職員の削減

また内国歳入庁は、電子申告 (納税) の増加で文書業務が減少したため、職員数 1,800 人のうちの 6% にあたる 120 人 (管理、サポート部門の補助業務職員が対象) を 2005 年 2 月に解雇しました。

データを電子的手続きにより国税庁に送信させる AUTO-INCLUSION システムを導入し、添付書類の郵送又は申告を不要としています。2004 賦課年度現在、この利用者は雇用者数 (企業数) で 2258 社、従業員数で 83 万人に上っています。

また、02/03 年度からは、中央年金基金の情報も相互に利用できるように社会保険番号と納税者番号を選択的に利用できるシステムに変更を行いました。

さらに 04/05 年度からは、ポータルサイトを開設し、各納税者がここから、電子申告を行い、その申告書の処理状況や、以前は郵送で行われていた賦課決定通知書の内容をインターネット画面で確認したりすることが可能になりました (図表 13 参照)。

法人所得税・消費税については、2004 年 12 月に運用開始され、個人所得税は 2005 年に運用開始される予定です。

ヘ 電子申告普及のための新たな取り組み

申告者の大多数を占める給与所得者の利便性を高めるため、官公庁及び企業からその申告者に係る給与収入及び控除に関する各種

図表 12 個人所得税における電子申告件数の推移

| 年分 | 目標 (件) | 実績 (件) | 差 (件) | 総申告件数 | 電子申告割合 |
|------|---------|---------|----------|-----------|--------|
| 1998 | 50,000 | 112,897 | + 62,897 | 1,350,974 | 8.3% |
| 1999 | 250,000 | 274,122 | + 24,122 | 1,452,310 | 18.9% |
| 2000 | 500,000 | 484,192 | - 15,808 | 1,413,731 | 34.2% |
| 2001 | 600,000 | 694,136 | + 94,136 | 1,436,156 | 48.3% |
| 2002 | 900,000 | 924,014 | + 24,014 | 1,464,147 | 63.1% |
| 2003 | 70% | 913,540 | - 1.1% | 1,326,564 | 68.9% |

給与所得者については、その雇用者から電子法定調書が提出され、給与以外の所得や雇用者を通じて支払った所得控除の金額がない限り、申告不要としているため、2003 年分 (2004 賦課年度) の申告より目標設定を電子申告割合に変更しました。

図表 13 電子申告普及のための施策

| 運用開始 年 度 | 電子申告に対する新規施策 |
|-------------|--|
| 1998 | 所得税の電子申告を導入 公務員の給与データに対し、電子法定調書制度を導入 固定資産税に電子評価リストシステムを導入 消費税の電子申告導入 |
| 1999 | 印紙の電子購入・証明システム導入 民間企業の給与データにも電子法定調書制度を導入 |
| 2000 | ダウンロード時間短縮のための電子申告用新テンプレートの導入 |
| 2001 | 法人税の予定納税申告導入 電子申告を行ったものに抽選で賞金を贈呈 非課税寄付金にも電子法定調書制度を導入 電子申告補助のための学生ボランティア制度導入 電子納付制度を導入 |
| 2002 | 外国人給与所得者の帰国時に、その雇用者を通じて電子的に所得 税の清算を行う EASY System を導入 Flex Answer System (電子申告等に対する質問の自動回答システ ム) の導入 年金番号を併用できるシステムに変更 |
| 2004 | 法人所得税・消費税において納税者が自ら管理できるポータルサイトを開設 |
| 2005 | 個人所得税において納税者が自ら管理できるポータルサイトを開設 |

(2) コンピュータシステム・機器の設置状況

1994年7月の税目別組織から機能別組織への組織変更に伴う新しい作業工程と組織構造を支援すると共に、納税者サービス及び業務の効率性の向上を目的に、IMS(旧型の情報管理システム)からIRIS(歳入庁統合システム: Inland Revenue Integrated System)へ段階的(1995年2月~1996年7月)に変更。その結果、全ての申告書は電子的に保存され、申告書審査・徴収業務における時間及び人件費を含む大幅なコスト削減が図られました。

現在、LAN回線で結びUNIX/NTで作動するアプリケーション用サーバーが50台あり、端末としては、ほぼ全職員に1台貸与(約

1,600台)され、確定申告期は電子申告相談用に約400台リース等で増設できる体制をとっています。

また、セキュリティ上の問題から各端末は外部回線とは接続されていないため、インターネット専用パソコンが各課室に1台設置されています。

図表 14 2003 年度の各項目別コンピュータ処理件数

(単位：千件)

| | | | |
|------------|--------|------------|-------|
| 所得税 申告書 | 1,692 | 確定申 告人員 | 1,464 |
| 法人税 申告書 | 195 | 法人数 | 102 |
| 消費税 申告書 | 260 | | |
| 印紙発行 件数 | 594 | | |
| 納付処理 件数 | 11,292 | | |

各申告書には、期限後・修正申告、予定納税申告（法人税のみ）、四半期申告（消費税のみ）を含む。

11 職員の採用

(1) 採用形態・男女比

正規職員（6ヶ月の試用期間後、部内試験に合格して採用）、契約職員（2年～3年）、アルバイトの3形態がありますが、現在は組織再編中のため新規採用は契約職員、アルバイトのみで正規職員の採用は行っていません。

また、職員の男女比は、22：78で女性が圧倒的に多くなっています。その理由として、大学等の会計学科の女性比率が8割程度であること、内国歳入庁で行われる実地調査の割合が少ないこと等が挙げられます。

(2) 採用試験（面接試験のみ）

次の3つの区分ごとに内国歳入庁独自で採用を行っています（図表15参照）。

イ Professional/Management

主に会計学、経営学を専攻した大卒以上の学歴を有する者から採用されます。その他IT、財務、人事、法務、不動産評価の専門業務に携わせるため、コンピュータ、経営学、法学、不動産等を専攻した者もこの枠内で若干名採用されます。

ロ Technical

主に専門学校の卒業者を対象とし、比較的簡易な税務事務を担当します。

ハ Office Administration/Support

中学校卒業以上の学歴を有する者から採用され、主として窓口業務や補助業務等、簡易な業務又は補助的な業務に携わります。

図表 15 採用区分別・契約形態別人数
(2004年1月31日現在、単位：人)

| 採用区分別 | | 契約 形態別 |
|---|-------|-----------------|
| Professional / Management (大卒) | 644 | 正規職員 (1,714) |
| Technical (高専卒) | 689 | |
| Office Administration /Support (中高卒) | 381 | |
| 契約職員/ アルバイト | 159 | 非正規職員 (159) |
| 合計 | 1,873 | 1,873 |

12 職員等の研修・奨学金制度

研修は内部研修と外部研修に分かれます。内部研修の講師は全て職員が行っています。

(1) Tax Specialist

職員の中から所得税、資産税、消費税のスペシャリストを認定する制度（2003年度創設）で、職員が認定されるために日々自己研さんに励むことを期待すると共に、将来的には、当該認定者が転職の際、キャリアとして有利になるような制度に育て上げ、良質な者を市場に供給することも目指しています。なお、2003年度の認定者は62人です。

(2) Knowledge Management

部門や課を横断した知識の共有・伝承のた

め、職員が共通のホームページにアクセスし、職員それぞれが自らの経験に基づき、知識等を書き込んでいくチャットを開設しています。なお、過去ログについても閲覧が可能となっています。

(3) e-Learning

2002年に開始。現在13のコースがあり、自宅、職場の両方からアクセスが可能で、勤務時間中でも、上司の承認があれば利用可能です。職員1人当たり350ドルを内国歳入庁が民間業者に支払い、登録された職員が好きだけコースを受講できる制度となっています。

(4) 奨学金制度

高校・高専等の高等教育機関で優秀な成績を修めた者には、奨学金制度があります。国内の大学に進学する場合は、修了後最低4年間、海外の大学へ留学した場合は、最低6年間、内国歳入庁で勤務する義務があります。

13 税理士制度

税務訴訟における訴訟代理のみ弁護士、公認会計士に限定していますが、その他の業務（税務相談・税務申告及び関係書類の作成・税務代理等）について資格制限はありません。そのため実務上は、公認会計士又は会社秘書役（外部監査役：多くは弁護士、会計士からなる。）が税務申告書等を作成しています。公認会計士はあくまで内国歳入庁の代理人という立場で監査を行うため、会計士が不正あるいは明らかな誤りを知りつつ、申告書の訂正を行わなかった場合には、公認会計士協会から資格剥奪等の懲戒処分を受ける場合があります。よって税務申告書（法人及び一定規模以上の個人事業者）の財務諸表には公認会計士の監査証明書を添付することが義務付けられています。

14 権利救済制度（不服審査、訴訟制度）

内国歳入庁の賦課決定に不服のある者(1)は、次の手順で不服申立てを行うことができます。

| | |
|-------|--|
| 異議申立て | 賦課決定通知書に対する異議申立てを30日以内に内国歳入庁に書面で行います。 |
| 審査請求 | の異議調査で通知書内容に未だ合意しなかった場合は、後日内国歳入庁から送付される修正拒絶通知書の受領後30日以内に不服審査委員会(2)に控訴申立書を提出します。 但し、税額が200ドル未満で、法解釈上いかなる問題もないと判断される場合は、が最終判断となります。 |
| 高等法院 | また、の決定について、法令解釈上又は法令解釈及び事実認定上誤りがあることを理由として、これを不服とした場合、納税者又は内国歳入庁は、高等法院に上訴できます。 |
| 控訴院 | さらに、納税者は、で判断された事実認定以外の部分についてのみ控訴院に控訴できます。 |

1 内国歳入庁が賦課決定した税額に対し、それが過大であることを示す立証責任は納税者側にあります。但し、仮装・隠蔽の場合の立証責任は当局側にあります。

2 審査請求は、Board of Review と呼ばれる財務大臣から指名された30名からなる委員会に対して行われます。

15 税務行政上の主要課題

税収の減少、滞納額累増で4年連続の財政赤字となっています。これは、国内の景気低迷及び香港・上海等との外資系企業の誘致競争による法人及び個人所得税率の過度な引下げによります。

その問題の解決のためには、昨年1月に4%から5%に引き上げたばかりの消費税率をさらに引き上げるしかないと考えられていますが、そのタイミングが難しい問題となっています。また、コンプライアンスの向上と隠れた税源確保の意味からも、今までほとんど行われてこなかった実地調査の体制強化にも力を入れています。

1960年代～1990年代には、香港以外有力なライバル国とはなりえなかった周辺諸国も、1990年代途中から、急速に自力をつけており、外資系をはじめとした企業にとって魅力ある市場を提供しつつ、この財政赤字から脱却することが、シンガポール内国歳入庁にとっての緊急の課題となっています。